

中小企業者に対する金融円滑化に係る取組実績

(単位:百万円)

(別表1) 貸付けの条件の変更の申込みを受けた貸付債権の額

	平成 21年 12月末	平成 22年 3月末	平成 22年 6月末	平成 22年 9月末	平成 22年 12月末	平成 23年 3月末	平成 23年 6月末	平成 23年 9月末	平成 23年 12月末	平成 24年 3月末	平成 24年 6月末
貸付けの条件の変更の申込みを受けた貸付債権の額 【直接貸付】	6,508	18,072	27,066	38,409	48,632	59,338	76,626	91,095	100,537	113,677	120,516
うち、実行に係る貸付債権の額	4,438	16,121	25,609	37,318	44,866	56,652	73,004	87,905	96,116	109,462	116,784
うち、謝絶に係る貸付債権の額 (※)	-	10	136	201	227	1,137	1,177	1,732	1,732	1,732	1,732
うち、審査中の貸付債権の額	2,070	1,941	579	147	2,106	117	1,013	-	792	587	104
うち、取下げに係る貸付債権の額	-	-	741	741	1,431	1,431	1,431	1,431	1,894	1,894	1,894
貸付けの条件の変更の申込みを受けた貸付債権の額 【代理貸付】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、実行に係る貸付債権の額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、謝絶に係る貸付債権の額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、審査中の貸付債権の額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、取下げに係る貸付債権の額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(※)うち1,693百万円は申込から3ヶ月経過後に実行したものであります。

(注)直接貸付については四半期ごと、代理貸付については半期ごとの報告とする。

(別表2) 貸付けの条件の変更の申込みを受けた貸付債権の数

	平成 21年 12月末	平成 22年 3月末	平成 22年 6月末	平成 22年 9月末	平成 22年 12月末	平成 23年 3月末	平成 23年 6月末	平成 23年 9月末	平成 23年 12月末	平成 24年 3月末	平成 24年 6月末
貸付けの条件の変更の申込みを受けた貸付債権の数 【直接貸付】	42	97	151	185	233	267	366	440	489	553	591
うち、実行に係る貸付債権の数	23	75	132	168	207	246	343	417	463	528	566
うち、謝絶に係る貸付債権の数 (※)	-	1	3	5	6	10	11	12	12	12	12
うち、審査中の貸付債権の数	19	21	7	3	10	1	2	-	2	1	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	-	-	9	9	10	10	10	10	12	12	12
貸付けの条件の変更の申込みを受けた貸付債権の数 【代理貸付】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、実行に係る貸付債権の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、謝絶に係る貸付債権の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、審査中の貸付債権の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、取下げに係る貸付債権の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(※)うち11件は申込から3ヶ月経過後に実行したものであります。

(注)直接貸付については四半期ごと、代理貸付については半期ごとの報告とする。

(別表3) 貸付けの条件の変更の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

	平成 21年 12月末	平成 22年 3月末	平成 22年 6月末	平成 22年 9月末	平成 22年 12月末	平成 23年 3月末	平成 23年 6月末	平成 23年 9月末	平成 23年 12月末	平成 24年 3月末	平成 24年 6月末
他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更の申込みを受けた貸付債権の額【直接貸付】	5,508	16,910	25,904	37,246	47,469	58,175	75,463	89,526	98,867	112,008	118,466
うち、実行に係る貸付債権の額	3,438	15,121	24,609	36,318	43,866	55,652	72,004	86,499	94,610	107,955	114,897
うち、謝絶に係る貸付債権の額 (※)	-	10	136	201	227	1,137	1,177	1,732	1,732	1,732	1,732
うち、審査中の貸付債権の額	2,070	1,778	579	147	2,106	117	1,013	-	792	587	104
うち、取下げに係る貸付債権の額	-	-	578	578	1,268	1,268	1,268	1,268	1,731	1,731	1,731
他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更の申込みを受けた貸付債権の額【代理貸付】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、実行に係る貸付債権の額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、謝絶に係る貸付債権の額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、審査中の貸付債権の額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、取下げに係る貸付債権の額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(※)うち1,693百万円は申込から3ヶ月経過後に実行したものであります。

(注)直接貸付については四半期ごと、代理貸付については半期ごとの報告とする。

(別表4) 貸付けの条件の変更の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

	平成 21年 12月末	平成 22年 3月末	平成 22年 6月末	平成 22年 9月末	平成 22年 12月末	平成 23年 3月末	平成 23年 6月末	平成 23年 9月末	平成 23年 12月末	平成 24年 3月末	平成 24年 6月末
他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更の申込みを受けた貸付債権の数【直接貸付】	41	90	144	178	226	260	359	432	480	544	581
うち、実行に係る貸付債権の数	22	74	131	167	206	245	342	415	460	525	562
うち、謝絶に係る貸付債権の数 (※)	-	1	3	5	6	10	11	12	12	12	12
うち、審査中の貸付債権の数	19	15	7	3	10	1	2	-	2	1	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	-	-	3	3	4	4	4	4	6	6	6
他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更の申込みを受けた貸付債権の数【代理貸付】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、実行に係る貸付債権の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、謝絶に係る貸付債権の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、審査中の貸付債権の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、取下げに係る貸付債権の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(※)うち11件は申込から3ヶ月経過後に実行したものであります。

(注)直接貸付については四半期ごと、代理貸付については半期ごとの報告とする。

(別表5) 経営再建又は支援を図ることを目的として行う旧債の借換えによる貸付債権の額

	平成 21年 12月末	平成 22年 3月末	平成 22年 6月末	平成 22年 9月末	平成 22年 12月末	平成 23年 3月末	平成 23年 6月末	平成 23年 9月末	平成 23年 12月末	平成 24年 3月末	平成 24年 6月末
元本の返済猶予等の申込みを行った債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的として行う旧債の借換えによ る貸付債権の額【直接貸付】	-	2,768	2,768	2,768	2,768	4,905	4,905	4,905	4,905	5,025	5,025
うち、実行に係る貸付債権の額	-	2,768	2,768	2,768	2,768	4,905	4,905	4,905	4,905	5,025	5,025
うち、謝絶に係る貸付債権の額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(別表6) 経営再建又は支援を図ることを目的として行う旧債の借換えによる貸付債権の数

	平成 21年 12月末	平成 22年 3月末	平成 22年 6月末	平成 22年 9月末	平成 22年 12月末	平成 23年 3月末	平成 23年 6月末	平成 23年 9月末	平成 23年 12月末	平成 24年 3月末	平成 24年 6月末
元本の返済猶予等の申込みを行った債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的として行う旧債の借換えによ る貸付債権の数【直接貸付】	-	2	2	2	2	4	4	4	4	6	6
うち、実行に係る貸付債権の数	-	2	2	2	2	4	4	4	4	6	6
うち、謝絶に係る貸付債権の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)直接貸付については四半期ごと、代理貸付については半期ごとの報告とする。